

助成内容

- ・和歌山県内の医療機関で受診された場合は、健康保険証とひとり親家庭医療費受給者証を医療機関窓口へ提示することにより、医療費自己負担分を支払う必要がありません。(保険診療分のみ)
- ・和歌山県外の医療機関で受診された場合は、窓口で健康保険証のみを提示し、医療費自己負担分を支払い、役場住民保健課で医療費の支給申請をしてください。(申請には、領収書、受給者証、振込先が確認できるものが必要です。)
- ・入院された際の食事療養費も補助の対象となりますが、県内、県外の受診にかかわらず、県外受診時と同様に、医療機関窓口で支払った後、療養費の支給申請をしてください。

母子生活支援施設(白浜なぎさホーム)

問 民生課 福祉係 ☎0739-43-5702

母と子が安心して日々の生活を送り、子どもを心身ともに健やかに育てながら一日も早く自立できることを目的とした施設です。

入所対象者 満18歳以下の子どもがいる母子家庭または準母子家庭

入所費 所得に応じて一部負担または無料。光熱水道費等が別途必要。

保育園・幼稚園

問 民生課 幼児対策室 ☎0739-43-6594

保育園・幼稚園設置一覧

保育園

設置及び運営	保育園名 住所 電話番号	保育実施年齢	平日の保育時間 [土曜日の保育時間]
白浜町	白浜保育園 白浜町190 ☎0739-42-3503	0歳児～	7:00～19:00 [7:00～19:00]
白浜町	湯崎保育園 白浜町2927-263 ☎0739-43-0921	1歳児～	7:30～18:30 [7:30～18:30]

設置及び運営	保育園名 住所 電話番号	保育実施年齢	平日の保育時間 [土曜日の保育時間]
白浜町	しらとり保育園 白浜町十九淵52-1 ☎0739-45-1404	1歳児～	7:30～18:30 [7:30～18:30]
白浜町	日置保育園 白浜町日置340-1 ☎0739-52-2128	1歳児～	7:30～18:30 [7:30～18:30]
社会福祉法人 堅田保育園	堅田保育園 白浜町堅田2487-31 ☎0739-42-4361	0歳児～	7:30～18:30※ [7:30～17:30]
社会福祉法人 堅田保育園	堅田第二保育園 白浜町堅田714-1 ☎0739-45-0078	1歳児～	7:30～18:30 [7:30～17:30]

保育実施年齢は、当該年度の4月1日現在の年齢であり、0歳児は入園日において6か月以上の乳児をいいます。

※社会福祉法人堅田保育園の0歳児の保育時間については、8:30～16:30となります。

幼稚園

設置及び運営	幼稚園名 住所 電話番号	保育実施年齢	平日の保育時間
白浜町	白浜第一幼稚園 白浜町190	—	令和6年4月1日より休園
白浜町	富田幼稚園 白浜町十九淵52-1 ☎0739-45-0045	3歳児～	8:15～13:30 水曜日は11:30まで

保育実施年齢は、当該年度の4月1日現在の年齢の児童をいいます。

(広告)



ECCジュニア 白浜教室

英語・英会話
コース

中学英語強化
コース

英検対策

高校生以上の
英会話

楽しく続けられる。だから身につく。

無料体験レッスン随時受付中!! 少人数制クラス

西牟婁郡白浜町1534-62
ECC講師: 藤野ジェニファー

☎0739-43-6766



パソコンや
インターネットで

困ったら

0120-873-082

【受付時間】月～金 10:00～18:00 定休日: 土・日・祝

あなたの町の
パソコン屋さん **あいず工房**
上富田町岡471-3

保育園の入園申込

問 民生課 幼児対策室 ☎0739-43-6594

保育園の利用を希望する場合、利用のための認定を受けて、施設の利用申込を行っていただく必要があります。

認定区分について

保育園、幼稚園、認定こども園などの利用を希望する保護者の方に、次の3つの区分のいずれかの認定を受けていただきます。保育園の利用には2号・3号認定が必要となります。

認定の種類	対象児童	利用できる施設
1号認定(教育標準時間認定)	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園(教育部分)
2号認定(保育認定)	満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育園、認定こども園(保育部分)
3号認定(保育認定)	満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育園、認定こども園(保育部分)、地域型保育

子育て支援

保育の必要事由及び保育必要量について

保育認定を受けるには、児童の保護者が下表に掲げるいずれかの事由に該当することが必要です。

さらに、保育の必要事由により、次のいずれかの保育必要量に区分されます。

保育標準時間 (1日最長11時間の保育利用)

フルタイム就労等を想定した利用時間(保護者の就労時間が月120時間以上の場合)

保育短時間 (1日最長8時間の保育利用)

パートタイム就労等を想定した利用時間(保護者の就労時間が月48時間以上120時間未満の場合)

保育の必要事由の項目

保育の必要事由	保育必要量区分	認定期間・入所期間
就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労に対応)月48時間以上の就労が必要	保育標準時間 保育短時間	最長3年間

保育の必要事由	保育必要量区分	認定期間・入所期間
妊娠中であるか出産後間もない場合	保育標準時間	出産(予定)日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の末日
保護者の疾病、負傷または精神若しくは身体に障害を有する場合	保育標準時間 保育短時間	最長3年間
同居の親族または長期入院等している親族を常時介護・看護している場合	保育標準時間 保育短時間	最長3年間
災害復旧	保育標準時間	最長3年間
求職活動(起業準備を含む)	保育短時間	90日
就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)	保育標準時間 保育短時間	最長3年間
虐待やDVのおそれがある場合	保育標準時間	最長3年間
育児休業取得時にすでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であると認められる場合	保育短時間	育児休業取得期間中で必要と認められる期間
その他、上記に類する状態	申請内容により判断	申請内容により判断

- ・最長3年間とは、2号認定は小学校就学前まで、3号認定は3歳の誕生日の前々日までを基本とし、保育の必要性がなくなった場合はその時点までとします。
- ・最長3年間の期間があっても、年1回の現況確認や、認定事由に変更があれば認定期間が変更となる場合があります。

入園手続きについて

保育の必要事由に該当し、白浜町に住民登録をしている(予定者を含む)満6か月以上の児童が対象となります。

入園希望日の約1か月前から民生課幼児対策室において受付します。(土曜・日曜・祝祭日を除く日の8:30~17:15)

提出書類

必要な書類は民生課幼児対策室または町内各保育園・幼稚園にありますので各自お取り寄せください。



公立幼稚園の入園申込

問 民生課 幼児対策室 ☎0739-43-6594

幼稚園の利用を希望する場合、利用のための認定を受けて、施設の利用申込を行っていただく必要があります。

認定区分について

幼稚園、保育園、認定こども園などの利用を希望する保護者の方に、次の3つの区分のいずれかの認定を受けていただきます。

幼稚園の利用には1号認定が必要となります。

認定の種類	対象児童	利用できる施設
1号認定 (教育標準 時間認定)	満3歳以上で、 教育を希望する 場合	幼稚園、認 定こども園 (教育部分)
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で、保 育の必要な事由 に該当し、保育 を希望する場合	保育園、認 定こども園 (保育部分)
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で、保 育の必要な事由 に該当し、保育 を希望する場合	保育園、認定 こども園(保 育部分)、地 域型保育

認定期間及び入所期間

最長3年間を基本とし、利用施設の決定のため、1年に1回現況確認を行います。

入園手続きについて

白浜町に住民登録をしている(予定者を含む)満3歳以上(4月1日時点)の児童が対象となります。

入園希望日の約1か月前から民生課幼児対策室において受付します。(土曜・日曜・祝祭日を除く日の8:30~17:15)

提出書類

必要な書類は民生課幼児対策室または町内各幼稚園・保育園においていますので各自でお取り寄せください。

白浜町第二子以降に係る保育料及び食材料費助成事業(紀州っ子いっぱいサポート事業)

問 民生課 幼児対策室 ☎0739-43-6594

和歌山県と白浜町が実施する助成事業で、第二子以降の児童に係る利用施設の保育料及び食材料費を助成し無料とします。対象者は、施設を利用する児童と同一世帯内の第三子以降の児童及び第二子の児童(ただし、第二子については所得制限があります)です。

対象となる方には申請をしていただくことで無料となります。